

奈良国立文化財研究所年報

1 9 6 2



奈良国立文化財研究所

目 次

平城宮跡第7次発掘調査報告書	全集
口 紙	平城宮門戸と出土遺物
別尊御所取蓋鏡 鈴木金剛墨子	
西大寺十六番神園 唐招提寺紙款文	
緒 言	
平城宮跡第6・7次発掘調査概要	
昭和36年度西大寺調査	
昭和36年度唐招提寺総合調査概要	
西寺跡発掘調査概要	
東洋文庫所蔵經座会井寺建頂記(抄)	
形刻の調査と研究経過	
庭園遺跡の調査と研究経過	
昭和36年度調査研究概況	
奈良國立文化財研究所要項	



平城宮跡第7次発掘調査

発掘地全貌



S E311井戸



S E311井戸出土 土馬 平瓶 人形

別 尊 雜 記 (唐招提寺)

聖 師 如 來

金剛童子 2 種

十六善神圖部分
(西大寺)

唐招提寺紙裁文

緒 言

奈良にある文化財の価値はひじょうに大きい。こんなことはいまさらうまでもないことがあるが、奈良にある諸々の文化財をすこし詳しく調べてみると、それが見た眼はほんのちよつとしたようなものでも、その本質にはわが國文化の真髓に通するようなものが多く、またその出来栄えにもまことに洗練された美しさをもつたものが多い。それは何んといつてもこの奈良が他の地方とは異つて、ここに飛鳥の昔から各時代を通じて、常にわが國文化の中心があつたからだといわなければならぬ。この文化の中心とは、わが國として最初に営まれた都すなわち飛鳥京とその周辺の諸名刹であり、また世界に名だたる都制を完備した平城京とその京内所々に建てられた南都七大寺であったことは、世人のよく熟知するところであろう。ことにこの南都七大寺は平城京がなくなった後までも、よくわが國仏教文化の中心的位置を堅持していたのであるから、そこに育まれた諸々の文化には、ひじょうにすぐれた要素を多分にもつていて、これがいまの奈良の文化財として、わたくし達の眼前にそのすばらしさを示しているのである。

奈良国立文化財研究所ではこうした奈良の文化財を主として調査し研究しつづけているのであるが、それはまったく地味な、そして一向に映えない仕事の連続で、しかもその調査の時期といえば、たいていそれ等の寺院でもつとも参詣のすくない酷暑の夏とか嚴寒の冬とかのことであり、またその調査対象になるものがあるいは天井の裏とか、あるいは須弥壇の下とかから引き出されなければならないようなものであるから、それに寺側と事前にほどよく連絡した上でないと、密室に手をつけられないというのが常である。しかしこんな調査こそ現地の研究所のしなければならない仕事であるから、故てこの研究所では毎年こんなことを繰り返しているわけである。その本年度の分はまたこの年報を見せていただきたいと思う。

昭和三十七年三月

小 林

剛

平城宮跡第6・7次発掘調査概要

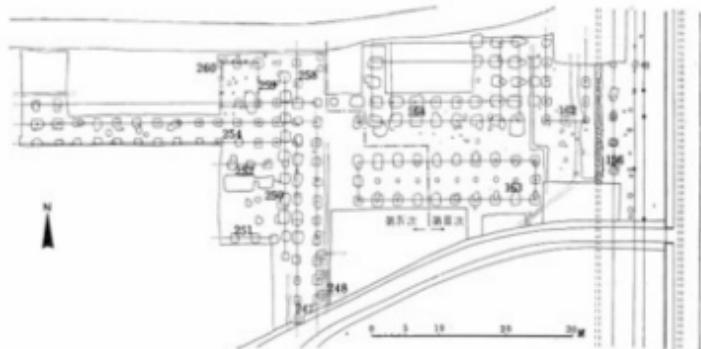
建造物研究室・建築
歴史研究室・考古

特別史跡「平城宮跡」の昭和36年度に実施した発掘調査は、第6・7・8次の3回にわたり、発掘面積は26アールである。第6次の発掘調査は、国有地北端にある発掘調査事務所西方の倉庫建設予定地8アールと、通称一乗通の北側で、第5次発掘調査地域の西南に接する平城宮中軸線に沿った南北に細長い水田5アールの2つの地域について、昭和36年4月3日より7月11日にわたり実施した。第7次発掘調査は7月12日から昭和37年2月10日にかけて、通称一乗通の北側や、第6次の調査地域に東接した東西に細長い地域32アールと、民家建設のために現状変更許可申請が出された第5次発掘調査地域の北側に道路をへだてて隣接する地域5アールにおいて実施した。第8次発掘調査は第7次調査地域の北に接した東西に細長い地域26アールにおいて、昭和37年2月10日に着手し、3月31日現在発掘を続行している。(二)

24束の橋のうち、SA256は柱間各10尺で東回廊の西側柱列の北延長線上にあり、回廊に取りつく橋であろう。SA250は柱間各10尺で東回廊のすぐ西側に並ぶ南北方向の橋で、柱穴の重複状況からすると回廊より時期がおくれる。また、東回廊南端付近の南北に3個並んだ柱列SX258(柱間各10尺)も、回廊より時期のくたる遺構で、おそらく東西にのびる建物の西端部分と思われる。なお、東西方向に3個並ぶ柱列が、北回廊の北側に1組(SX260)、南側に2組(SX251・SX253)発見されたが、それも全体の規模や性質を知ることができなかつた。

このほかに、東西にのびる濠状遺構がある。濠状遺構は北回廊南側1 内裏遺跡の調査(第6次)

国有地内の倉庫建設予定地からは、掘立柱の回廊1棟・柵2条・柱



第1図 内裏遺跡実測図

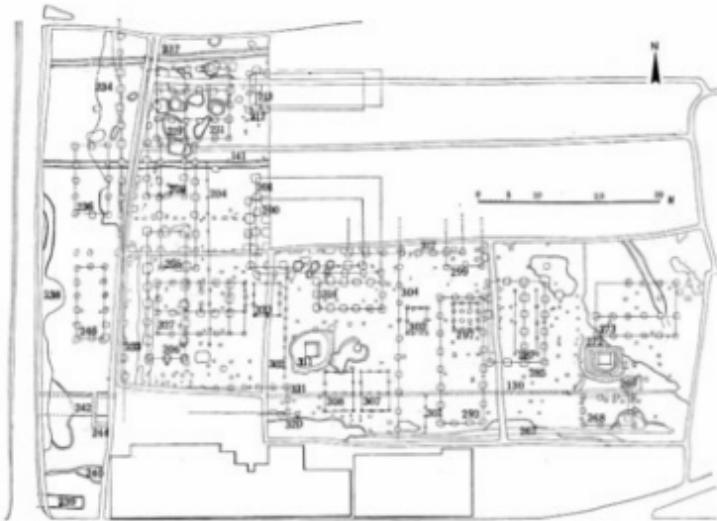
柱列付近を北縁として、ほぼ北回廊にそつて東西に延びており、急斜面の南縁と緩斜面の北縁とをもつた幅約17mのものである。これは円筒埴輪片や直径10~20cmの古墳墓石様の玉石を多量に包含した土で埋め立てられており、回廊の他の柱穴はこの埋没土で埋められている。この発状遺構の延長を電気探査によつて追跡したところ、西は圓有地の西部では直角に北へ折れ曲り、東延長は多少彎曲しながら國

有地東端まで続くものと推察された。さらに、この濠状遺構の北約13mで、方約50cmの浅い掘りかたにすえた直角約30cmの円筒埴輪の基部を検出した。この埴輪残存状況や濠状遺構とその埋設状態からみて、これらの遺構は、平城宮遷都以前この地に存在した古墳と関連のあるものと推察される。

発見遺構は以上のようにあるが、獨立柱の回廊は柱通りをそろえた配置關係からみると、第3次調査で発見したSB166-SB363-SB164等の3棟の建物と、同時に造営されたものであろう。また東回廊西側雨落溝の南北への延長は大正13年の調査で発見された南築地回廊から北へ分岐する漫広岩雨落溝に一致することからみて、今調査出した獨立柱回廊は内裏の内郭をめぐる



第2図 第6次発掘地全景



第3圖 官衙遺跡（第6・7次）実測図

官衙遺跡の調査(第6・7次) 2

策地回廊にとりつき、両者が同時に存在していたと考えるのが正しいであろう。そこで櫛立柱回廊が第2次講堂院中輪縁の延長に対し東西対称であるとする。北と東西をこの回廊で、南を策地回廊で限られた地域はほど内法約85尺の正方形となる。この一部が内裏の何であるかは、後の紫宸殿にあたる内裏中心建物の位置の解明と関連して、今後に残された興味ある問題である。

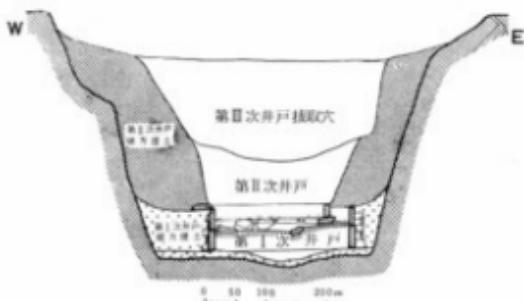
通称「一条通の北側」では、ぼち城宮中軸線より東にあたる第6・7次調査地域から、掘立柱が建物22棟、門1棟、櫓4棟、井戸2所や廃棄物処理のための土塙などを検出した。これらの遺構は層位と掘立柱の柱穴の重複状態から後先を判定し、さらに規模や配置関係を考慮して6期にわたって造営されたものと推定された。以下、「造営期」とは遺構をまとめ、36年度年報で報告した第4・5次発掘調査の成果と対比しながら順をおつて述べる。()は第5次調査における期別をあらわす。)

I期(II)今回の調査地域に建物が適當された最初の時期で、調査地域西半に厚さ約5寸の土盛りを行つた後、2棟の建物と1棟の門を造営している。SB256は第5次調査で北半を検出した7間×2間(柱間各10尺)の南北棟建物で今回南面を確認した。SB317は7間×4間(柱間各10尺)の東西棟建物で、主要部は調査地域の北にあり、南北側柱列のみを検出した。SB325は南北にならぶ2個の擧立柱で門(柱間15尺)と推定される。なお、調査地域の東端の地山面が低下した地

区は、この時期にはいまだ土盛りが行われていない。II-1期(IV) 第I期の遺構をおつてこの地域一帯は全く盛土を行なう。その盛土上に行われた適営を一括して第II期とする。第III期の遺構は柱穴の重複状況や、遺構相互の配置関係によつて、3小期に区分される。II-1期にはSB200建物、SD130・SD106・SD243溝、



第4図 SE311井戸(II-1期)



第5図 SE311井戸断面図

SD244石敷及びSE272・SE311井戸が適営された。SE200は7間×4間(辻間各10尺)の4面に面のある東西棟建物である。SD130は第2・4次調査で検出した東西に延びる石敷溝の東延長部分であるが、調査地域の東部では石敷が切れて一段低くなり、そこはセメント材の穂を埋めこんでおり、この部分は暗渠であつたろう。SD243の溝は石敷がみられないがSD130の延長上にあり、またSD244の石敷はSD243をおおふ。南へ張り出しているが、石敷の手法が類似するからあまり時間のへだたらないものと考えた。SD106は調査地域の西南部で始まり、西へ流れる幅約2mの溝である。約49mの間隔をおいて東西に並ぶ2カ所の井戸のうち西のSE311は深さ約4mで、一方約7mの隅丸方形の掘りかたの底に井戸枠を組んでいた。井戸枠は長さ約2.6m、幅約70cm、厚さ約9cmの材を内法2.25cmのせいで型に組んだもので、下2段分が残つていた。井戸底の砂敷

面上から土器・木製品とともに万年通室・神功開室各3点を発見した。東のS E 272は東西約6m、南北約5m、深さ約4mの掘りかたに井戸枠を組上げたと思われるが枠材は遺存しなかつた。

II—2期〔*〕 この時期には4棟の建物が造られた。建物の規模が大きく、また数も増えて、整然と配置されている点が、この期の特色である。S B 201は他のS B 200建物と重複した位置にあり、南北に廊がつき、南側にはさらには廊のついた7間×5間（柱間10尺、梁間13尺）の東西棟の建物。S B 206は7間×2間（柱間各10尺）の南北棟の建物。S B 203は桁行7間（柱間各約10尺）で、梁間3間（柱間各8尺）の南北棟の建物。S B 299は23と東側柱列をそろえ梁間2間（柱間各10尺）の南北棟の建物で、主要部は調査地域の北にある。

II—3期〔†〕 5棟の建物が造られた時期で、2期にくらべ棟数は増えたが、個々の建物の規模は縮少し柱穴は浅くなつてしる。S B 273は南廻（梁間11尺）のある5間（柱間各9尺）×2間（身寄梁間20尺）の東西棟の建物。S B 285は東廻（梁間11尺）のある5間×3間（柱間各約3尺）の南北棟の建物。S B 314は5間×2間（柱間各7尺）の東西棟の建物。S B 321は7間（柱間各6尺）×2間（柱間各7尺）の東西棟の建物。S B 327は北側柱列をS B 314建物とそろえ、南と東に廊のある6間×3間（身寄柱間各8尺、南廻柱間12尺、東廻柱間9尺）の東西棟の建物である。S B 327建物の身寄には、西より3間目に屏

われたらしいが、現

在では東端および西端付近に認められるのみである。この

土盛にとむなつて1棟の建物と、2棟の

南北に延びた棟と、南北を東西に走るS

D 267溝が通常される。S B 266は調査地

域の西端の宮城中軸線上にあつて、5間

（柱間各7.8尺）×2間（柱間各7.2尺）

（柱間各5.5尺）の南北棟の建物である。2条の樋S A 233

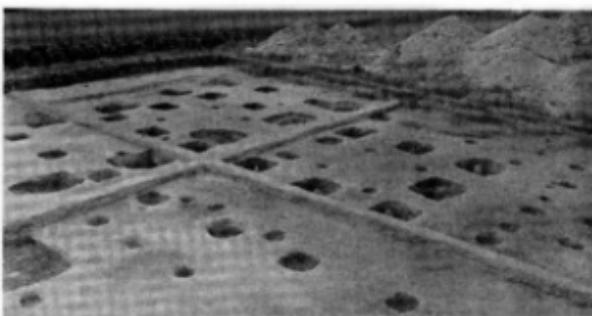
とS A 304（「すねむ

柱間各10尺」）の間の

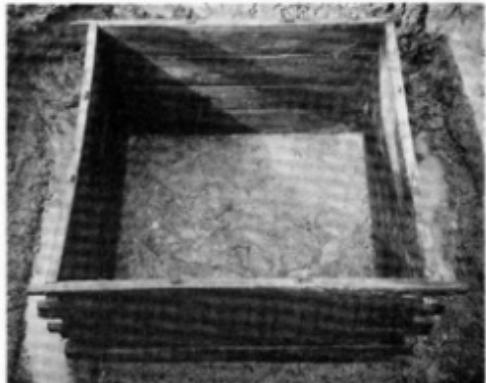
距離は、45.9mを計

る。この時期に第II期に造営された2ヵ所の井戸が改造されている。S E 311では当初の井戸枠を下2段を残して取りはずし、その内側に沈下をふせぐために凝灰岩切石をならべその上に内法約1.9mのやや小さい木枠を方形せいろ組に組みあげたもので、下1段分が残つていた。

III期〔‡〕 II—3期の建物群廻廊後に、調査地域全域に土盛りが行



第6図 S B 327 振立柱建物



第7回 SE272番

木材は長さ約2.1m、幅約23cm、厚さ約9cmである。井戸底からは多量の土器・木製品類とともに陰平家宝一枚を検出した。また、右は第1次井戸掘を完全に取りはずし、新たに造り直したもので、内約1.8mの方形せいろ組木枠が4段分遺存していた。上から3段分の枠材は長さ2.0m、幅63cm、厚さ8cm位であるが、最下段のものは長さ約2.0m、幅約70cm、厚さ約9cmで大きく、古い枠材を再使用したものであ

3 道 物

次調査地域と道路をへだてて北に隣接する地域では、現状変更申請による事前調査を行つたが、道路以南より高くなる地面上になんらの遺構も認められず、51-123 標もこの地域まで続かないことが明らかになつた。

たものであつた。この井の底に近い積土中から出土したものが、屋瓦をのぞく大部分は2カ所の井戸と5号K258等とともに和昌室一枚出土した。調査地西端にあるK258では、2次井戸内土器と同様の上器が、その種類などの自然遺物が出土した。

遺物は、木簡・屋瓦・土器・銅錢・鉄器・漆器・木製品・織物製品・自然遺物などがある。屋瓦をのぞく大部分は2カ所の井戸と5号K258等とともに和昌室一枚出土したものが、屋瓦をのぞく大部分は2カ所の井戸と5号K258等とともに和昌室一枚出土した。調査地西端にあるK258では、2次井戸内土器と同様の上器が、その種類などの自然遺物が出土した。

第2次井戸内出土土器と同様式の土器が出土しており、この期の造形とと思われる。

木簡は短冊形のもので、記載内容は明瞭でないが、結婚式に属する「御前殿」や津守氏古系団にあらわれれる「津守貞成」などが読みとされる。なお、土器には人面を描いた皿のはか、墨書きのあるもの数点がある。

SE222 の第2次井戸枠内からは承和昌宝一枚、柄の安存する鍍錫各1点のはかに木製容器類、横櫛などが屋瓦・土器類とともに出土した。

SK238 土堀では1点の平織麻布とともに施釉陶器・須恵器・土師器・黒色土器などが多量に出土した。

以上のように、昭和36年度の発掘調査は多くの新事実を明らかにしたが、特に注目すべきものは、第2次内裏推定地における回廊遺構の存在と官衙地域における第3期遺構群の年代決定である。第2次内裏推定地中央部よりには方約250尺の一郭が獨立柱の回廊にかこまれて存することが判明した。この回廊は、平安宮内裏における春興・安福両殿にいたる回廊や、難波宮跡内裏推定地で発掘された櫛列と位置的に類似している。この回廊でかこまれた一郭の性格の解明は、今後の調査に待たねばならないが、内裏内の建物の配置に関する知見をより深めたものといえよう。

今回調査した官衙地域は、さきに第5次調査において出土した木簡から宮内省大膳職の所在地と推定した地区の南半にある。今回の調査でSE311 井戸から検出した裏にある墨書き「御所」は、この地域を宮内省の食料関係の官衙の所在地とする推定をさらに入付ける。第三期では、第3期末に一旦放棄した井戸を改造し、再使用していることが注目される。この改造は、隆平永宝や延暦8年の住吉大社神代記に名を連ねた津守和懸の子の「津守貞成」の名を記した木簡の出土からみて、平安時代初期におこなわれたものと推定される。この井戸の改造を伴つた第3期の造営はその土盛り工事などからみて、かなり

大規模なものであつたことがうかがわれる。シムで想起されるのは、平城上皇の平城宮都計画と上皇御所の造営である。今回の調査で平安時代初期における第3期造営を確認したことは、文献史料から推定されていた平城上皇に開拓する平城宮での造営の一端を遺跡の上で明らかにしたるものである。

なお、第8次調査も本年発掘集中には Δ (H-.)たので、発見遺構の概略を付記しておく。

新しく発見した建物遺構は10棟で、すべて切妻造りであり、廻をもつものは2棟のみである。また、小磚石と獨立柱と混用した2棟をのぞいてほかはすべて獨立柱式のものである。このほかに、第5・7次調査でその一部を検出して、SB200・SB201・SB212・SB304・SB317²²、いずれもその規模が判明し、SB200・SB317は4面廻、SB201は南北2面廻にさらに南に孫廻があることを確認した。この結果、第5・7・8次で完了した官衙地域の一部では計約30棟の建物が検出されたことになる。建物のはかに、櫛・溝・土壌がある。細SA304と構SD126は既調査部分の長部が検出され、いずれもこの官衙地域を東西・南北に貫通している。土壌跡は調査地域東北隅で発見した幅3mほどのもので、この官衙地域の東限を割する性格をもつ遺構として注意される。

(堀本 亜治郎・岡田茂忠)

昭和36年度西大寺調査

美術工芸研究室・繪画・彫刻
建造物研究室・遺跡庭園

今回の西大寺調査は、繪画・彫刻と旧境内地測量を対象とした。繪画調査は南都七大寺繪画調査の一環として、美術工芸研究室全員が昭和36年8月7日から1週間にわたって行つたもので、その概要是「西大寺繪画調査音録」と題して公表した。これらのうち資料的価値の高いものをいくつかえらび報告する。彫刻および旧境内地については、昭和30年以来難解の興正苦蘋歌尊の研究の一環としておこなつたもので、美術工芸研究室彫刻室が昭和36年9・10月樂院五輪石塔・地藏菩薩像、大黒天像内納人物を調査し、建造物研究室遺跡庭園窓が11月2日より1週間にわたりて西大寺およびその周辺の地形測量を行ひ、施設された庭園を明らかにすることができたので併せて報告する。

西大寺繪画の一覧

南都七大寺繪画調査報告 (1)

西大寺は南都七大寺の一つで、今日でこそ法隆寺、東大寺等に比すればその堂宇の荒廃は著しく、創建当初の遺品は殆んど失われ往時を

偲ぶよすがもないが、その変化に富む寺史は注目に値しよう。すなわち、西大寺造営の発端が四天王像造立にあつたり、伽藍造営工事の

昭和36年度西大寺調査

支障とか、あるいは庶民と密接な関連にたつて鎌倉期の再興に主導的な役割を果した歴史の活動など、西大寺独自の史的展開を指摘できる。そういった西大寺のもつ特色を明確にしようと意図して行つた調査が、假尊を中心とする資料の總合調査(昭和30年)であり、その資料を収録した成集が「西大寺假尊伝記集(昭和31年版)」であった。今回の調査は繪画(大半は仏教系統のもの)のみに限つて行つたものである。

西大寺の繪画といえば、平安前期とされている「十二天画像」がとりわけ著名で、その他は文殊菩薩像(重要)・両界曼荼羅図・尊勝曼荼羅図・五大虚空藏図などの數点が紹介されているにすぎず。その他は調査の機会にすら恵まれない状況であった。まして損傷・剥落の著しいものは一括して宝鏡の下隅にまとめて貯められていたり、日頃使用しない仏画類はなかなか見出しづらい有様で、その整理状態は混沌としていたといふよう。もちろん、目録もないため、先づ「繪画目録」を作成を第一目的として調査に着手した。このような調査は私達の研究に裨益するのはいうまでもないが、寺院側にとつてもまことに便利なことは違いない。

總数35点、ふすま、屏風、衝立も加えるなら86点余、一つ一つに

ついて実測調査、写真撮影を行つたが、全般については「西大寺繪画調

「書日録」を参照されれば幸甚である。こゝでは、前述の意味における作品をとりあげて、それらの一斑を覗うことにしてよう。

尊勝曼荼羅図 1幅 稲本著色

南北朝時代 繁2尺9寸4分 横1尺2寸8分

画面中央部に一大円輪をおき、その上方左右には飛雲にのる三首陀
会天を配し、下方には三角印中の不動明王と半月輪中に降三世明王を
位置せしめる圖様である。この圖様には弥勒曼荼羅と尊勝曼荼羅の2
種が知られているが、両者の大きな相違点は円輪中の主尊が弥勒菩薩
であるか、大日如來であるかによつている。画面の割落によつて明瞭
をかくが、本図の中尊は金剛界大日如來の印相たる智掌印を結印して
いると推定されるため尊勝曼荼羅とすべきであろう。表裏は殆んど欠
失し、全面的に割落ひどく当初の施きを損じて惜まれるが、南北朝の
製作と考えられる。

尚、鎌倉中期頃の製作と思われる尊勝曼荼羅図がいま一軸ある。

第1図 尊勝曼荼羅図

十六善神図 1幅 稲本著色

鎌倉時代 繁5尺7寸7分 横4尺4寸1分

古来、仁王会、毘沙門会、法華会、薬師会とならんと著名な法会の一
つに大般若会のあつたことは史実に明白である。早くは、文武天皇大
宝3年(683)にその記事をみ、その後も天平7年(735)5月24日、神
護景雲元年(767)10月23日に大般若に關する記録はみられるが、いづ
れも伝義の「消障災害、安寧國家」を祈請して大般若經を転説、講説
もしくは講寫する場合が殆んどであり、どのような形式で大般若会が
修されたかは明確には判明しない。現今、「十六善神像」といえば中
華が「祇園」であつても、「般若」であつても、一様に大般若に結びつ
けて考へられているが古いところでは必ずしもそればかりではなかつ

第2図 十六善神図

たと推測される。

西大寺の大般若会には現在本國を用いている。画面の中央に觀音を出したその周囲には十六善神、普賢、文殊、玄奘、深沙神等が配される通形のものである。全面的に補筆、補色があるが、中尊は格調高く古様をふんで画風の端麗さは失われず、鎌倉中期の作と推定される。その頃、西大寺においては觀音の活動期であり、両者の因縁を考えてみるものも故なしとはされない。

寛元3年（1285）觀音は住吉社神宮寺で講教を受領して、入宋する覚如の渡海安穩、所願成就を祈請して大般若經一部を転読した。文永元年（1294）には建長7年（1255）以来、仏師善慶をして造らしめた文殊菩薩像の胸身に「大般若經一部六百卷」を奉納するため六百人の筆跡にその書名を勤めていたが、漸く3年後の文永4年（1297）に開題を終する運びとなり、同年7月に法華經、阿弥陀經などの經典とともに納入した。

また、文永10年（1273）に伊勢天神宮に國家守護を誓つて参拝し、宋本大般若經一部を奉納した。建治元年（1275）には國珍院通三尊十六善神像が奉納され、7月25日には平岡社で、8月2日には住吉社で、同7日には弘田社の本宮に参詣して、大般若經を伝説演説していることが知られる。また、弘安4年（1281）4月には香子山三学院の文殊堂の前で延命房が施入した大般若經を開題供養し、翌5年10月には大島社で「大般若經」が行われるなど、觀音と大般若の関連は靈古藝術という困難も介在して極めて密接であった。

したがつて、西大寺において、本國を年一度の大般若会にしか使用

せず、常に釋迦として公開しなかつた理由の一つに觀音の存在を予測できるのであるまいか。本國の製作年代は觀音の頃とみられるし、「感身字正記」によれば大般若は前述の如く觀音によつて幾度も改修せられた法会であることから、本國を觀音に結びつけて考えても差支えあるまい。尚、背面に墨書きがある。

古箱之内書付日

奉修補十六善神弘法大師五筆

奉加

寺中僧衆并齊成衆同行者全新增

本座等奈良觀音殿善五郎音原又種

問近鄰東等

法華寺尼衆等同在所中興福院後室
各々真覺延命增長福壽祈願也

慶長四己亥年十二月十三日願主玄寿

重泰作繪

元禄八年夏年發願 宽永五年至八月上旬

修繕奉重開眼押觸
常光寺比丘円源

願主之一室御免
清淨院 尊榮

同西大寺芝村 庄屋

山本平右衛門

表具師 奈良重間市

吉左衛門

第3図 電王曼荼羅図

電王曼荼羅図 1幅 紙本着色

室町時代 縦3尺5寸 橫7寸5分

外題の墨書き「電穴神 墓三三八幡山」によれば、いつのころからか。

本図は「電穴神」として伝承されていたことが知られる。いかなる意義内容をもつものであるか判然とせず、西大寺においても他に類例がない。画柄は荒く、弘法大師図上の三點背も極めて簡略で室町後期の作であることは容易に理解されよう。上手の画柄は同一ではないし、因様構成の異色ぶりと併せて今後の研究課題としても興味深い。

弁才天像 1点 板地着色

南北朝時代 縦1尺5寸1分 橫9寸9分

弁才天はわが国でもかなり早くからみられる尊像であるが、後世その尊格に世俗信仰的なものが濃厚に加わって、その実態は一層混亂し理解を妨げている。そんな意味で本圖存在のは重要であろう。刹塔のため因様は明らかではないが、中尊は左右に童子を抱えて坐す多臂の弁才天である。その童子の面貌には童顔らしい微笑があり、筆者の熱誠ぶりを察知できて興味を引く。

第5図
弁才天像
左右の上下
に財穴があ
るから、ど
こかに打ち
つけてあつ
たと思われ

第4図 般若三尊十六羅漢図

。その背面には「西大寺弁才天也 繁主比丘淳寧超仁 貞治二年 四月十一日」の刻銘がある。

西大寺の絵画にみられる一つの特色は祖師の画像が数多くあることであろう。今回の調査ではじめて判明した秀れた祖師画像の一つは、

興正菩薩画像 1幅 絹本着色

鎌倉時代 幅3尺2寸9分 高1尺2寸9分

西大寺中興と仰がれる興正菩薩祖師の画像が当寺に数多く残されていることは別に不思議はないし、他处にも祖師画像は数多く伝わっている。しかし、大部分は年代的に若い作品が多いが、この画像は鎌倉時代の作品とみられるもので、祖師画像としては最古のものではあるまい。描線は強く色彩も美しい。

曲象の覆被や卓被の文様は既に克明に美しい色彩で描かれているが、惜しいことには保存悪く、全面の折れ甚しく画面の缺失さえみられる。

大和州平群郡

神奈郡持寺

常住

銀広 一年卯七月日

修補之
西大寺清淨院

前寫延四年六月

第6図 興正菩薩画像

と幅の裏面に墨書きがあり、それによつて南北朝と江戸期に修補されたことがしられる。

大智律師画像 1幅 絹本着色

鎌倉時代 幅4尺5寸8分 高1尺8寸

大智律師は字は漢然、謫題ともい、宋の慶曆8年に生れ、錢塘祥符寺慈鑑律師について学んだが、常に布衣を着し、錫を杖づき鉢を持って乞食し、威に仏成を持したといわれている。宋政和6年に寂し船岡11年大智律師をおくられた。

この画像は常に布衣を着し、錫を杖づき鉢を持つての姿を描いたものであるが、肉線は下に朱線を引き上を淡墨で描く。顔面はまことに柔和に描かれているが、その描線は力強く鋭いし衣紋のやゝ太目の描線にもむだが見られない。製作は鎌倉末期と考えられるが、優秀なる作品とみられよう。画面向つて左上部に補綴があり錫杖の上部は後描きであるほか補筆もみられない。

修補 尊静
西大寺清淨院
常住物

文安四年丁卯七月日 修業（昌平4字不明）の墨書きが軸のすぐ上に透し読まれる。所々にいたみはあるがわりと保存もよく貴重なる資料である。

その他、損傷の甚しい謙倉期の作と思われる弘法大師画像や、南北朝の作とみられる南山大師画像は数ある祖師画像の中でも優秀とみられよう。

極めて注目すべき作品と見られるものに仁王会本尊画像がある。古来、仁王会は鎮護国家を目的とする修業であり、早くからしばしば修された法会であるが、その本尊は遺品多く、例えば五大力吼、五大明王、仁王毘盧茶羅等が挙げられる。しかし、この西大寺仁王会本尊はそれらのものと異なる尊形で描かれ、本尊として且つまた画像としては唯一の遺品ではあるまい。

さらに、中世以降における西大寺の信仰形態を窺う史料的画像が数多く残されているが、その主なるものは薬師画像、弁財天画像、挖拓尼天画像等で室町から江戸期にわたって製作されている。それらの数が全数の約1分の1を占めるのはまことに興味ある現象といわねばなりまい。

（守田公夫・清野智海）

彫刻の調査

西大寺奥院には、貢尊の墓所と伝えられる五輪石塔と、その傍に荒れはてた地蔵堂がある。これらは昨年度もその一応の調査をしたが、本年度もまたこの五輪石塔と地蔵堂の本尊の地蔵菩薩像とを研究の対

象にした。この中で、五輪石塔は貢尊上人遷化之記の拾取遺骨事の条に「〔正応3年8月25日〕五旬以後、埋（納骨堂敷）荼毘所之底、其上可起立一大一尺五輪石塔之由、詳定書」とあつて、これが貢尊の遺骨を葬つたものとして間違いないものであり、また五輪塔としてひじょうに大きく立派なものであるから、これをその間辺をも含めてかなり詳しく実測したわけである。また地蔵堂の本尊の地蔵菩薩像は貢尊などよりかなり後年の室町時代のものであるが、この像には承正11年（1350）に伊賀明東房信算がこれを造つたとの銘があると共に、この像内にかなり多くの納人物をもつていて、これ等によつてこの真言律宗系の造像の有様がよくわかるものであるから、これも敢て研究に

第8回 西大寺奥院五輪石塔

等の珍しい納入物があつて、鎌倉中期頃における大黒天信仰の有様を明らかにしているのは注意しなければならない。

(小林 剛・長谷川誠)

旧西大寺境内の地形と水系

奥院から北北西に向い約200mのところ、伏見中学校の北側に海拔高84±92m前後の台地が残つてゐる。その台地に介在して、東南方向から北西方に向つて噴き込んだ陥没状の地形があり、その西北隅一帯は、堤防状の道路で埋め止められた赤が瀧り、當時海抜高50mほどの本院を保つた池と

なつてい

る。(第10・11図)

この池は幅18mm長径55mmあり、その中央よりかなり西北方に寄つて中島がある。

一 大黒天半跏像(円筒形陶物守纳入) 1軸
一 弁財天懸仏(円筒形陶物守纳入) 1面
一 木造五輪塔 1基
一 版本法華經八卷 4冊
一 版本大般若經理趣分(巻長7年鉢) 1冊
一 各種種子圖像類 1冊

第9図 大黒天半跏倚像(像内納入)

とりあげた次第である。

またこの同じ西大寺の大黒天像も昨年の年報にもちよつと述べたところに、この寺の渋原に祀るために般舟が建治2年(1206)に仏師善春に命じて造らせたものであるが、なおこの像内に

- 大黒天半跏倚像(円筒形陶物守纳入) 1軸
- 弁財天懸仏(円筒形陶物守纳入) 1面
- 木造五輪塔 1基
- 版本法華經八卷 4冊
- 版本大般若經理趣分(巻長7年鉢) 1冊
- 各種種子圖像類 1冊

昭和36年度西大寺調査

第10図 伝舟形天皇御山莊池跡

第11図 伝称徳天皇御山莊跡附近地形実測図

最初実測に入った昨年11月2日と10日に測定した時にはその水位は海抜高85mで、中島の東南方を除き、一見疎つづきとなっていたが、それでも対岸から中島に渡ろうとすると、千上つているはずの地面が頗る泥濘く、想も難を設する有様で、田畠底がかなり低く、長年の間に土砂、塵芥などの堆積、下水の注入等によつて池水が汚損しているが、

この池跡の北西隅は、昔の湧泉のあった跡と推定されるし、今日では昔ほど顯著ではないが、池底から依然としてなお少しつつの湧水があり、それが漏つて池をなしているものらしく、道路を兼ねた堤尾の下方の導水路から、依然相当量の水が東南方に流れ出し、道路の東側の

第12図 西大寺古跡A（西大寺藏部分）

西大寺藏古跡による
と元は中島に弁才天
を奉祀した清冽な園
池であつたようであ
る。

更に池の岸の状態
を観察すると、池の
短径の両岸は急峻で
あるに対し、長径の
北西岸は比較的緩や
かで、その勾配は半
均よりの1（上方は
比較的急で3分の1、
下方は緩傾斜で6分
の1）である。附近
一帯の地形を概観す
ると、北西に高く、
東南に低く傾いてい
るところから察して、

低い水田の灌漑用水として往々込み、更に東南方に向つて移動しつづけているのである。

さてここで西大寺乾御藍吉園を参考にして考察して見ると、そのうち3枚をA・B・Cとする。それぞれAには「本願天皇御山莊」(元保11年)、Cには「本願山莊」(元保11年)と書込まれてゐる場所の、Aではその北側の所、B及びCではその南方に、池の姿を描いてゐる。その一つAでは、池の北に弁才天及池の西際に近く本願神社の文字が、建物の輪かくと共に書込まれており、Bでは南北に反橋、Cは池中島に小祠(おそらく弁才天であろう)を描いてゐる。今日の状態だけから見て、どの圖面が最も當用できるかということは言えないけれども、この池を中心として、西大寺本願の称徳天皇御山莊宮殿があつたことだけは信頼してよいと考える。

西大寺旧境内の地形調査はまだ完全に終つたわけではない。今後調

査すべき箇所は、称徳天皇御山莊の四隅、北及び西京極門跡、及び神護天皇元年3月曲水宴の行なわれた法院と、同年9月に行なれた島院のあとなどである。

それらはこの圖地をとりまく丘陵地形とどういう関係にあるのか。

この園池に源を發した水流とどういう關係にあるかが興味ある問題であろう。現在この水流は溝渠によつて導かれ、西大寺本坊の北背後を真東に向つて流れ、その末は近隣西大寺駅車庫附近に於て秋採川に匯れ込んでいるのであるが、一方東院の南下方には鶴林館池があり、本坊客殿北背後の園池、客殿から見て東側をへだてた兩側(八角西塔

の北側、電池院跡の北側)の小窓、東塔の南方にある銀音院、四王堂前曲の池(百万柳の傍)などは、何れも伏流によつて連絡しており同一水系に属するものであろう。

(森 謙・牛川直吉)

註

(1) 奥院地藏堂本尊地藏菩薩像は移されて収藏庫に安置されてゐる。また寶珠五輪塔を中心に、東側に因房、西側(墓地中)に3基何れも優秀な五輪塔が残つてゐる。

(2) これと同じような地形は、西の宮原摺堤寺本坊(元湯屋坊、藏松院)の北側斜坡一帯にもある。そしてその山腹通路及び通路の、今日でも小量の湧泉が見られる。おそらく水道を湧出していた背後の山林がもつと盛つてゐた筈で、もつと豊富な湧泉があつたと推測される。但し現在昔の湧泉地帯は、自衛隊員の宿舎群から放逐するため水道の通水管が敷設されており、汚水が直接池中に注ぎ込んでしまことに不満である。

(3) 古國A西大寺町、西塗3ヶ所に「正和五年云々」の書込みがある。室町時代を説くものではないようである。

(4) 古國B西大寺町西大寺御藍吉園幅3尺6寸3分、横4尺4寸7分、

「西大寺御藍吉園幅3尺6寸3分、横4尺4寸7分、
記謹額方之者也」と書かれてゐる。

(註5) 古國C西大寺町西大寺御藍吉園幅3尺6寸3分、横4尺4寸7分

唐招提寺総合調査概要

美術工芸研究室・工芸
歴史研究室・古文書

前年度に引き続き各研究所の参加のもとに、昭和36年8月28日より1週間、唐招提寺の総合調査を行つた。美術工芸研究室は講堂安置の仏像および寺藏工芸品、歴史研究室は聖教類、建造物研究室は講堂の調査に当つた。今回はこのうち紙裁文と別尊雜記をとりあげ報告する。

一、唐招提寺の紙裁文

裁文といふのは切りとつた文様という意味であろう。材質が何んであっても、文様にするため切りとつたものであるため、材質が金銅であれば金銅裁文、紙であれば紙裁文といつてゐる。正倉院に伝えられている金銅鳳凰形裁文は金銅板を鳳凰形に透彫して、両面からその輪廓を模刻で彫取つたものであり、「東大寺高笠万作 天平勝宝四年四月九日」の刻銘のある金銅雲花形裁文も、同一系類のものであろう。金銅裁文の遺品作例はみられるが、紙裁文の遺品はまことに少ない。やはり、正倉院に伝えられている人形残脚雜帳と称されている作品の中にみられるだけだろう。正月7日に色布や紙筆を剪つて、人物や花卉の形をつくつて贈答したもので、その人物の形につくつたものを人形、花卉などの形のもの

を花勝と称したと伝えられている。もともと、これは楚の習俗とされ、それが唐代に伝わり、さらにわが國へ伝えられたとされている。この作品はあまりにも有名なもので説明の要はないが、中央の子供と小動物の尾部と樹木は縦縞の残片、周縁は金箔を施した紙裁文で、五弁花の唐草文様と禪文様を切り透す。そして幅をもつ葉形の部には黄緑染淡の羅4枚を裏面から暈綱風に貼り重ねたもので、まことに雅味あふれるもので、なるほど贈答用かとうなづけよう。

紙裁文といえば、この人形残脚雜帳にみられるだけと考へられていてが、唐招提寺に断片ではあるが、紙裁文と考えられるものが八点伝えられていた。

去る昭和31年から当寺の宝蔵解体修理が行わたが、その際、天井裏から奈良時代の染織品と共に発見されたものである。長い年月塵埃に埋もれていたため、ひどく汚れでみられるが紙裁文に相違ない。切り透されている文様も、青海波文様(写真1)、龜甲花文様(写真2)、石墨異文様(写真3)の3種のものがまとまつた形が残つてゐる。他の断片はいづれもこの3種類の内蔵に統くもののように推定されるが、あるいはまた、これらと文様を異にするものの断片かもしれない。いづれにしてもこれだけ紙裁文が伝えられているのは貴重な資料といわ

ねばならない。

では、唐招提寺紙裁文は時代は何時頃のものか、また、その使用目的はなんであつたか。

奈良時代の染織品とともに発見されたからといつて、ただちに奈良時代とは云えないだろう。奈良時代の写經紙など数多く比較して紙質による年代決定を調査していた時、正倉院においても紙の学術調査が行われていた。この調査団は寿岳文章博士、上村六郎博士、大沢忍博士、町田誠之博士であるが、紙質の確認を得るため調査団に依頼し、諸博士の応援を願つた。

その調査の結果は、この紙はためすきと呼ばれる紙漉法で製紙されたもので、この方法は奈良朝において最も盛んに行われた紙漉法で、この製紙法の下限は平安初期を降らないとの意見であつた。

したがつて、この紙裁文は製作地は別として奈良朝の作品とみるべきであるという見解が一致したのである。

文様構成からみよう。青海波文様、亀甲文様、石壁異文様などは奈良朝においてよくみられる文様であるが、対角線をとり片面に亀甲文様、片面に花文様を置く構成是非常に珍らしい。このような文様構成は奈良朝の工芸作品の遺品にその類例が求めにくいため、この作品は奈良時代の作ではないと考えられがちであろう。しかし、前述の人勝残闇羅帳にみられる紙裁文の文様は、対角線ではないが3分の1面を複文様にし、3分の2面に花唐草文様を出しているもので、一つの形あるいは長方形内に二つの異なる文様を表現する構成は奈良朝に於てはすでに存在していた。使用の目的により、より美的に、より効果

的に表示するため、3分の1面を区切る線が対角線にもなりうる可能性は容易に考えられる。したがつて、唐招提寺紙裁文は奈良時代の作品とみて差かも差支えないものであろう。

では、どんな用途をもつたものであつたか。正倉院の人勝残闇羅帳から推測すれば、あるいは同じく正月7日に贈答した類とも考えられるが、断片であり、記録も求められない以上、決定しがたい。これらは作品からは贈答用以外の用途を感じさせる要素が幾くみられる。石壁異文様裁文の下端は四弁花の半曲を出してまとまり、垂れ下る装飾品の使命を果しているとみられよう。亀甲文文様裁文にもそれが端に缺損してはいるがみられるし、おそらく、青海波文様裁文の端にも付いていたと推測される。とすれば何か垂れ下る装飾品に使用されたものではあるまい。

断片(写真4)をみると、縁に左右2ヶ所に針穴がみられる。これはこの裁文を固定するためにつけられた穴でなく、この紙裁文を中心として両面から薄い織物をあて、それを縫いとめた針穴であろう。この場所、薄い織物は当然羅と考えられる。

亀甲花文様裁文の花文様を仔细に観察すると、まことに精巧なもので、透視りしない花には花卉を表現するため一枚、一枚に切り込みを行つていて、たんに刀を入れた切り込みでなく、花卉を立体的に表現せんと苦心がみられる切り込みである。この裁文を手にして透して見ると花卉が浮き上つて見事な立体感を示す。奈良時代の工芸作品に見られる透視感覚の美的表現作風がこれらの裁文にもみられるが、これは時代性を明示する一つの特色ともなろう。

これらの紙裁文を心として羅を貼つた原形を想像し、幡手の如き垂れ下る装飾品に使用されたものではあるまいか、と推測はされる。中國製であるか、わが國で作られたのか、中國製であるとすれば羅真持來のものであるかもしれない。

唐招提寺教文に関しては数多くの研究すべき事項が残されているが、それの解明には今少しの時間をもち、後日にその発表をゆずりたい。

(守田公夫)

(3) 吉祥天
文永七年六月廿五日一交了
正安元一九一廿四日陽西西松橋殿御本
書寫了
頼賢

求法資最珠

二、別尊雜記

別尊雜記
古井天・近藤義信著

4卷

巻子本、墨界縞、朱裏、朱書きまたは墨書きの送板名等があ

る。

タテ	全長	紙数	料紙	表紙
(1) 葬師	18.7 cm	725.0 cm	16枚	白楮紙 白楮紙
(2) 転法輪菩薩	18.9 cm	919.0 cm	23枚	白楮紙 薄茶楮紙
(3) 吉祥天	15.1 cm	633.0 cm	17枚	白楮紙 薄茶楮紙
(4) 金剛童子	12.0 cm	459.0 cm	12枚	白楮紙 薄茶楮紙

(奥書)
 (1) 葬師 (奥書なし)
 (2) 転法輪菩薩
物本云文永七年七月一日一交了
 懶賢
文永七年七月一日一交了
 懶賢
 永仁七—正一六日陽西西松橋殿御本書寫了

求法資最珠

唐招提寺に現存するのはこの4巻のみである。「葬師」は奥書がなく、又「転法輪菩薩」以下の3巻とは体裁および書風を異にしており、本来別系統に属するものが混入したのではないかと考えられる。「転法輪菩薩」以下3巻には文永6年(1277)、正安元年(1289)書写的奥書があるが、書風紙質から考えて、これは写本奥書ではなく、この時のものと見られる。又「葬師」も鎌倉時代中期ないし末期の写本と推定される。

「転法輪菩薩」以下3巻の奥書には頼賢、最珠の名が見えているが、二人は共に醍醐寺僧である。両者の間にはいかなる関係があつたのであろうか。頼賢は慈教上人といい、醍醐寺座主となつた成賢の弟子である。最珠は松風流の法縗に属し、その法縗は全賢、淨真、真譽、俊誉—最珠である。真譽は淨真的弟子であつたが、「不透儀式灌頂之間、

交?

(3) 吉祥天
文永七年六月廿五日一交了

頼賢

求法資最珠

遇教上人受^う字」ということく、頼賢の法流を受けていた。これによつても明かなように、頼賢と真跡およびその後の後裔との間には密接な関係があつたことがうかがわれる。こうして頼賢書写の別尊記

は真跡または後裔に伝えられ、その法脈を受けた歴代が、この頼賢書写本（またはその写し）を写す機会を与えられたものであろう。

なお永仁6年、正安元年頃の松橋殿とは誰のことであろうか。真跡は文永8年（1271）12月14日松橋（銀閣無量寿院）掌管資材その他を後裔に譲つてある。その後これらは後裔から公船に譲られ、更に正和3年（1310）3月21日公船から空疎に伝えられた。後裔から公船に伝えられた時は明かでないが、唐招提寺蔵「伝法灌頂集々雜事」の奥書には

正安三十一—八日賜西西松橋殿田中坊師

阿闍梨御房御本書写早

求法資最殊

となり、この時には最殊の師がなお松橋殿にいたのであるから、別尊記奥書の「松橋殿」は当然後裔を指すものと考える。

仁和寺現存の別尊記57巻は後補11巻を除き心覚抄本と言わせておる。唐招提寺に現存する4巻はいづれも仁和寺に心覚抄本が残つておらず、最古の本とは言ひ得ない。しかし別尊記の古写本は類例も少く、特に書写の年紀が明かであり、別尊記研究上重要な資料を加えることが出来た。

今回の唐招提寺の聖教類の調査は、350点におよび、大部分は鎌倉時代から室町時代にかけてのものである。聖教類の数量は極めて多く、

調査の完了をみるにいたらなかつた。後日に期したい。

（田中 結）

註

- (1) 野沢念願集卷第2(真言宗全書 第1-2-25)
- (2) 唐招提寺所藏「松橋相承次第」
- (3) 野沢念願集卷第2(同上)
- (4) 大日本古文書「松橋寺之書」2-288-7 文永8年12月14日權大僧都真跡譲状
- (5) 同前、288-8 正和3年間3月21日権大僧都正和譲状

西寺跡発掘調査概要

建造物研究室・建築
歴史研究室・考古

一

桓武天皇が平安京を造成された時に、九条大路に接し、朱雀大路を中心にして東西の二寺を造立され、その東寺が弘法大師に付せられ、真言宗の中で重きをなし、今に至るも法燈を伝えてることはいまさらうに及ばない。それに対し、西寺は、東寺と同規模で築造され、金堂講堂を中心にして、南大門・中門・回廊・塔等が造成され、三面佛堂もあり、また食堂もあつたかと思われているけれど、東寺に較べて、すべて早く廃滅に崩し、わずかに地名として「こんどう」と呼ばれている土壇があり、その位置は東寺では講堂にあたる跡で、近年にいたるまで知られていた西寺の唯一の遺跡であった。

ところでこのあたりが京都市に編入され、市区が定められ道路がつけられた時、昭和8年に講堂の北、東寄りに寺跡の一部を占めて祀られている謙福寺社の北方で、南北12尺3寸の間隔をおいて礎石2個が発見された。当時はこれを伽藍の南北中心線に近く東寺西門通り（九条坊門）に近いので、おそらくは北門跡であろうかと推定された。それよりさき、大正10年3月3日に講堂跡を含むあたり一帯が史蹟に指定され、この地域が児童公園になり、その南に唐橋小学校（もとは七条第一小学校と呼んだ）が建設された。学校の北校舎造成の時に綠

釉瓦が多数に発見され、軒丸・軒平瓦の完形に近いものは学校に保存、京都市立博物館に寄託された。おそらくは金堂跡のものかと思われる。ところが昭和35年夏、児童公園の東部に防火貯水槽をかねたブルー建設の計画があり、その位置を史蹟指定地域外にるようにと指示された。ブルー建設工事中、南北1線上に深30cmをこえる礎石が2個発見されたので、工事を一時停止し、その礎石を含む遺跡の調査を京都府教育厅文化財保護課は当研究所に委嘱した。研究所は「平安時代の仏教建築」をテーマに研究している杉山技官を発掘責任者として建築・考古両専門で、同年6月18日から8日間にわたり調査を行い、後述のようにその遺跡が東側の一部であることをあきらかにした。

昭和36年9月、児童公園北の、伽藍中心線に近い民有地でまだ畠のまゝである所に礎石のあることが浄土宗西寺住職朱雀尊徳氏によつて注意され、唐橋小学校長城金治郎氏を通じて、当研究所に連絡されて來たので、杉山技官はそれを調査、文化財保護課に報告した。同課ではその地点を調査する企画をたて、再び、これを当研究所に委嘱し、研究所は前回と同様杉山技官の研究としたが、発掘期間が平成宮第8次調査と重なつたため、専ら同技官が事に當つた。調査は昭和37年2月19日から22日間にわたり、食堂とその前（南）にある八脚門・櫛の

夫々の一部
を発掘して、
その地点が
食堂院であ
ることを明
らかにした
のである。

これらの
結果、西寺
については
こゝ四三年
の間に、未
調査の講堂

第1図 西寺周辺図 (北)

跡を中心して東には東情房、北には食堂院のあることを明らかにして
その知見をひろめるに至つた。

東情房の施行範囲を復元するまではいたらなかつたが、一間は2尺
(この當邊尺は現だに近い)で、梁間は11+14+11尺とかぞえられ、
梁間には礎石が4列あつたことになる。そのうち西より第1列は花崗
岩で、径80 cmの円形剥出しの上、中心に径15 cmの円形坑を造り出した
もので、ブールの地均しに発見された礎石といふのはこれに当る。現
状は一方に傾けてあつた。おそらくは耕地であった時、耕作に影響にな
るので、一方を掘り低めたたものと思われる。第2列(人側柱)の

礎石は方約60 cmの複成岩から成るもので、表面は削りとられてよくわ
からず、漸く底に近い部分、もしくは抜き取られた時、こわされて底
上に痕跡をこしてゐる程度で現われた。第3・4列目のものは、第
1列のもの程大
きくはなかつた
ようであるが花
崗岩で作られた
ものが抜き取ら
れた状態であら
われた。もつと
もブール範囲内
では南の斜半分
がすぐ砂利層で
あらわれ、また、
児童公園として
の施設で搅乱さ
れこわされてい
たので、実際は
よくわからなか
つたから、通
りおいた北側で
上述のこととをた
しかめておいた。

第2図 東・西・寺周辺

それと共に、この建物の基礎がどのように作られたものかを知るために、西邊で断面をとつたが、たしかに仕事と思われるものは出なかつたので、極めて低いものが削られて跡すら残してない予想した。この道路では礎石に花崗岩と凝灰岩とが混用してある点に注意すべきものがあると思うが、その理由は、この発掘だけではわからない。

III

食堂院のうち、南門とそれにとりつく處は、西半の一部があらわれ

たのみで、全容

は民家もしくは

道路に阻まれた

ため発掘は不可

能であつた。そ

れにせよ、門は

中央間14尺、端

の間10尺、梁間

は二間で、それぞ

れ6.6尺であると

10尺であると

推定出来た。こ

の門の桁行中心

線が発掘の中心線と一致して、
西で折れ曲る地点がどこであるか、それらしい所は民家の下になつて
いるので不明だが、鍵棧橋の北の通、西北角の本多氏廟の施設床下
にも現存しているのでそこまでつづいてることは明らかで、それは

第3回 食堂南門および回廊

第4回 回廊 磐石

心穏を得る一つの構造を得たということは今さら改めていう必要はない。この間の梁間中心柱を中にはさんで、単廊梁間12尺のものがとりついで、桁行にはそれぞ一間が10尺であることがわかつた。昭和36年9月に見た礎石といふのは、この単廊の南列の2個であつて、掘り出した礎石のうち、完形品は円

形の切り出しのあつたものがあり、これには掘えられたまゝのものが見られ、全く動いていない様子にあつたので、基礎上面はのこつていたのであるが、その縁の砌となるものではなく、雨落ちにあたる部分、柱より約2mの所由80cm位に便のばらまかれたような状態であらわれた。この石敷は門と廊の出入に沿うているので、門にも脚とするようなものはなかつた。門の礎石は全部抜きとられて、花崗岩の破片をのこしていたが、その形態はよくわからない。また、廊が東や

おそらく門
より第5列
目にあたる
ものと思う。

食堂は先
見した磯石

であるという特異な平面を示した。これは東寺食堂が「東室記」や「寛永寺記」に見られるものと異り、さらに今のものとも異つて12年の東寺伽藍圖に見られるものと異り、さらに今のものとも異つている。この遺跡では礎石取り穴の底が、現在の地表よりわずか20cmであらわることからすれば、礎石の厚さが50—60cm位と考えられるからその分だけは解釈されてしまつたものであろう。その基壇周辺は柱真より約2.3mあたりのところで瓦片が散乱しているため、それ

抜き取り穴

は基壇より外の
ものである。」と
を示していると

る個體中心
観に対する
関係より、

考えたが、基礎そのものが何でつくれたかその形式を知る。

第三回 宝玉全覺

は四間 (13 + 13 + 13 + 13 = 52 尺²)

では瓦片はない。
く、柱頭より約
3 m の所で円約
3 m にわたり、
凝灰岩の断片や
層が散乱した様
子で現われたの
で、前面にはそ

第6回 西寺食堂院復讐因

の材料による階段が作られていたものと想像した。

前面の回廊は、中庭をつくり、食堂の入側柱をはさんで軒廊としてとりついていた。たゞ西の基礎跡では、その痕跡が明確でなく、その南列の位置には井戸が存在していた。ところで、謙達廟の北の道で発見されたという2個の礎石はこの東軒廊のものになると考えられるが、その位置を示す絶対数値がとられていないのでよくわからない。

発見された井戸の全体の深さは現在地表より約2.3mあり上方に軒瓦や塙を用い用石の乱石積みで石・瓦片で埋めてあった。底に近い土には謙食時代のものと推定出来る土質質の甕が多數発見され、表土に近い所では室町時代のものがあつた。従つてこの井戸の位置が食堂と軒廊とが接する地点であるとの、造立時の塙や軒瓦が転用されていることから、寺の創立当初からあるのではなく、寺が廃滅したのか、畠となつた時、灌漑用水のために野井戸として掘られたもので、室町時代末には埋められていたと思われる。

遺物として、井戸から出土したものを別にすれば、瓦が多數で、その他土器には完形品はなく破片のみであつたが、土質質・類質質のもの、

それから縁物のかかつたものもあつた。丸のうち縁物丸の破片は東階房跡では食堂院跡より多く、後者ではわずか2片のみであつた。軒先瓦のうち丸瓦は通して蓮花文8種14例、平瓦は有心唐草文5種であつて、24例であつた。すべて平安時代初期に属するものである。

講堂跡そのものは発掘していないが、その周辺の東僧房と食堂院とが出たことは、東寺西寺が同規模であったとすれば、東寺では現在い

まだわからぬことを知つたので、それのみでも十分意義があるわけであるが、特に食堂院の南門がみつかり、その門は性質上、三間一戸の八脚門であるだろうから、今回の発掘で、その中心線が出たことにあり、それによつて食堂の中心線を示し、前述の通り規模を知ることが出来た。また、その線を以て当然伽藍の南北中心線を発見したことになる。しかし、それだけでは極めて樂い関係で出た数値であるから、もし東僧房に対する西僧房を発見することが出来、同種の規模で柱列が出来るなら、東西僧房の距離をはかることにより、さらに詳しい数値を得ることになる。幸い、西僧房の一部はまだ畠地のまゝである所もあるから時機を得て発掘するならば、その数値が得られるわけである。その数値による伽藍南北中心線と東寺のそれとの間の距離をはかるならば、今までに確実に知り得なかつた平安京の造営時に使われた単位尺を知ることが出来る。^(註)このことは極めて重大なことであつて、單に平安京の規模を知るだけではなく、これと比較して、平城京のそれに重要な資料を提供する。

(む山信二)

註

- (1) 奈原末治「西寺址」〔京都府史稿名勝天然記念物調査報告書〕第2卷、福山敏男「初期天台真言寺院の建築」〔宗教考古学講述〕第3巻
- (2) 川勝政太郎「西寺の礎石」〔史迹と美術〕33号、昭和8年8月
- (3) 福山敏男「六勝寺の住處について」〔(5)「美術史学誌和18年9月号〕に於いて「一方分之一の地図によると前説され、平安京計画尺と現地測定は一律一致すると述べられ、1尺に対し9.99mという値を出しておられる。

維摩會并東寺灌頂記(抄)

本書は広蔵家旧蔵本で、「岩崎文庫和漢書目録」にも載せられており、特に新資料というものでもない。その内容は美術史、建築史に関する興味ある資料を含んでいるが、實間にしてこれを利用した研究の

本書はお茶の水図書館所蔵「義和元年記」と共に平氏の焼討後の奥福寺復興造営を知る上で極めて貴重な史料である。

(四)

あることを知らない。そこで紙数の関係から特に重要なと思われる貴和元年10月の部分のみを選んで、ここに抄録紹介したい。

本書は日野兼光の日記の葬摩会部記で、卷末には承安元年12月25日の東寺道頂についての兼光記を合せ抄録している。その筆者は外題

にあるように、兼光の孫で民経記の作者たる廣橋經光と考えられる。その体裁は巻子本で、書状の紙背を用いて書かれている。巻首によつた

欠けており、現存巻頭の記の年月日は詳かでないが、講師堅義の名から安永2年10月と考らう。以下白承元より文治2年二色刷御手

および建久元年の各十月の難摩会に関する記事を集めてある。この中

でも特に昭和元年10月の者は記事が詳細で、特に理葉・但像については極めて具体的に記されており、内容的にも興味深いものがある。治

承4年12月、平氏の南都焼討により興福寺は大部分が火災に焼かれたが、翌養元6月15日、造営寺司が置かれ、復興造営も續につくことになった。この時造営寺官に任せられたのが日野兼光その人である。養元元年10月の記事が特に詳しいのはこうした関係にもよるものであろう。

着，先居有官座席，隨御自居升座端，頭出簷戶着升

座敷，然而依存者用此儀。次任例被補間，請綱所等、

依官昇長押上着座，予先披文書，取綱所先卷，下綱所、次

下十匙文、次下堅義長者宣二枚，并年分度者文、

次披宣旨聽寫下文、仰注

記 徒儀能令補僧正故障替，次綱所退下，皆悉可補綱也，然而

依可及數劍，兩三人之後，於閣所補之五例也。法印被授云、

食堂以下如形出來了，可云希有，金峯山僧都錄起之由、

有其聞，尤以不便、又大會冠限可並行，三座不參服衆、

必可補其嗣之由，被仰綱所，其後令續給，予下立西庭、今日禮儀

推門、勉使御時，故伊豆僧正凌渡給例也、中劍、微雨頻灑、綱所

便避引之簡、無左右參上、暫供御食堂東牆之號、

余雷頻灑，似無便宜，仍入堂中且過禮，御仏并堂、壯嚴備

花繫高座床、供行香机以下仏具等講堂料、長者殿令、

調鍊給、而被堂選引，仍昨日先被奉選，每事尽善，不可記

尼、錦幡拂風、珠蓋榮露、御仏阿彌陀仏海定板本、解附

三事

觀音勢至、普陀不動心、諸尊應身、四大空三昧、無所有處之時、

相好不動云、三才法、五其內、多門、天裝給、淨名文、既新造法器、相應給之、

前日光音的、始者欲舊者向改新、新者欲舊者、此新造法家

御經、殿卜新穿、令奉渡給、其外莊嚴一如例年、仍委不

記、奉燭之後、別燃法印、惟別當燈都、宣憲、僧都範文、

法眼預錄、律師常範、法橋勝益、惠範以下、就上階板屋、

次左右相分參進、東僧前左有官石下官、依雨儀、釋壇上、

其後儀只如例、仍略之、講歸覓尊、問者東大寺口講範座

了退下、及深更、始夕座、天晴月明、夕座儀如常、覆題別當

法印、精義東大寺理真已講、堅者專寺尋曉、晚鐘以後

事了退下、堅者存例來聽。

講堂九尊外、金堂替中銀仏、奉龍障子帳中、奉安

食堂東第三間云々、御齋供、大仏供等、試經日料也、康平

康等例如此、食堂本仏手觸資、雖被奉始、

未奉終其功之上、康平例、奉安食堂本仏、仍今

度不忘沙汰、食堂雖平作、此會猶稱當寺、隨義之

源時雨不休、

別當法印令住一丈院給、如形屋丙三字、被造立云々、

今日幸範法師來談造寺并大會可被行事等處、

又上座法橋連慶來、國々庄園会科米糞引之由、所令

款語也、

注進

祐福寺内難摩会科新造并燒殘食堂房舍等事

合

七箇作由、觀音

講師房 中家御用御室

五間一面板屋二宇裏面 七間一面板屋二宇裏面

上階馬道代、舍後立柱

五間二面板屋一字

二間板屋一字

齊多院內二間二面板屋一字

大藏院一宇

勤使房

本番三間

五間四面板屋一字

四間板屋一字

已上大法開義院
西院內 五間三間二面板屋

瑞鳳房 三間三間二字

南政所

序屋一字五間二面板屋

一

燒鐵 松院內五間西面板屋一字

北政所

有官宿房

本番三間

雜摩会役屋等廿五間

傳棧一基

本番三間

北政所

諸門

五間板屋一字

西御門

本番三間

東院四足

本番三間

一秉院

諸門

五間二面桧皮屋一字

四足一字

五間二面桧皮屋一字

四間二面桧皮屋一字

一私造官

松院內

本番三間

角院內

本番三間

雍院內

本番三間

伝法院

本番三間

伝法院

本番三間

東院

本番三間

第一秉院

本番三間

伝法院

本番三間

東院內

本番三間

東院內

本番三間

十一日甲寅、吉野勝僧可亂入國內云々、仍僧嗣以下、參進
押定院群議云々、申剎始朝座、繩文、勝證不着座、夕座
成氣始打、別當法印探頭給髮者繩慶、一問理真及五
重、曉鐘事了、堅者來、今日雅緣法眼來、
十二日乙卯、早且參東大寺、奉礼大仏、慈惠慈惠、非言之所
及、中剎始朝座、雅緣法眼以下夕座如例、堅者門長分持
相等堅者門長分持探頭精義如日來、堅者不來、若依他寺之
分數、
十三日丙辰、甲宗慶房沐浴、朝坐、參進、事了、參一
於室、
東院、令出達給、數劍談難事、結夕座如例、一問
已達給、
第一秉院、
者東大寺探題法印御房、云委白、云精義、甚以優美也、
雖受貴賤、未必兼、材幹確富才名、未文兼、所仰之天資、

誠是法相
一點之証也。可貴矣。某應制有表白

夫推广大会者，国家第一之御颐，我寺敬重之勝事也。

愛去冬，常煩僧侶弘保經典，感為灰燼，聞之者，皆拭紅淚，況於一寺之諸徒僕，見之者，各勞丹心，況於小僧之微情矣，傷殘經卷，憂情切以不我棄，乃遺雷章破缺，落波深以不讚仰，然而悅旧風之興行也。

十四日丁巳，早旦向信宗已謀房，令小商，其次多武事。舊相策不空羅索一鋪，奉迎之，申慰着朝座，法眼雅錄以下

五重一問、三重三問、三重四問、一重五問、一重到三問、精義
如此之間、爲鳩事了、御月足間事、宗一所送也。

今度大会、無事被選打候、囃卯一身之冥加之曲、令存候。

吉野無為之余、又以為好、紀伊國追討使下向、相見早可申
南都之由、度々申助頼之許了、此辺ハ定説不承得候之教也
抑一乗院番論義、勅使座ハ母屋の東第一間横敷之

西面也。如然事、一事已上可令隨寺家所為給、不似京都事
候歟。信々僧止御時、存宗礼執金令獻了、頗不可然之由候し

かとも
特使房にて、不可候附。特御時、渡特使房候之時、令退帰給云々、今度ハ下立御下之様、覚候。

十月十四日

23

真如院法眼

以上或可為詳述所職之由、自京今日所注遺候也。其外

十五日戊午、早旦、当遇党尊者、相具座具等、予出逢会
事、于一点共事具之由、珍裳则当去印以下教督参人、

次第如恒、暫停很泰然⁽¹⁾、即催夕座、依然堅義日也。恒例

如此，次夕座事了，向試經所，其儀如承德中右記載，但食堂

前當東第二間前廊立三丈懶一字在各其內東西立

昇天數弘遠，其上數萬里，一如金闕前庭。前西面東，後東面西，其後去印令着東西座始，予又着西面東，二色異，其後去印令着東西座始，予又着西面東，

次試經議如恒，仍不委記。証歸打緊，先乞調所可打之由。

五師下知太不當事也。入夜各論義事相與了，可參向之由。

以中綱被示遺，仍着束帶參向其後。○嘉慶丙午仲夏，御前大臣和碩親王允禧奉

出朝使房門 西行入直一乘殿雨門北行昇子午門

北第一關戶前有屋，南面數高麗帖一枚，并內座，為弁
座，其前居院如例。同第二間，西面數座為別當以下僧綱

已講座，同第五問西賣子構假床，為有官別當座，南弘

府教論匠座，以上座，各居頭座上，舉火火，寺

職掌等著袍衣冠，奉仕之，隨聞願參請乞獎，但比

先例十之一也。

先是惟別當僧都覺憲、葛文、法眼覺緣、口俱東慶

等，著座論匠，又然，次別當法印著座結，子寧勤座，僧徒

皆如此，次六位別當着座，次一獻，子寧請口，為恒例可取

家主，品之由，有別當御命，子寧取之，起座奉報別當，從僧等

被過，次第遞流，有官別當用別坏，次一獻，口俱東慶，三獻

予奉報法印如前，次已講垂慶，立切燈台，置紙筆，

即書結文號，別當法印僧禪次第見下，次垂慶表白

其別當文號，次召論匠，竟要大法師，著尋曉大法師

不記，次三通回答了，最末僧捧菊枝教化，

次法印，令起座給，子又退下，

今改奉政家札，於法印之議，皆送保元年中押門

第十九回 論匠事，為賴使，奉武信定法務之例典，贈人私室大殿之種族，

爭類凡俗說，其後以使者示聽云，寺僧禪以下，欲申造

寺，早可被許事，可申入者，早可令申上之由，令參申了，

明年研究堅義事，被下，長者宣，權弁奉行也，子書

請文進之，又下知寺家了，年月以下皆書別當字，

所著御布施等，今日被下遣云々，

新造淨名文殊，子密々奉礼之，相好端嚴，丹青太美，

殆如对真容，尤以珍重。

(後略)

(中)

東洋文庫所藏釋摩訥著《南弘法記》抄

予弘明語體，奉書始三替山並南門堂尼傳，為本

尊常為奉禮

十六日己未，別色之間，仰統別當，令打坐公鋪，日出之後參上，

自出參事，上階代謝，衆僧列參道儀，如恒例可取

自漢時，其後子向講師座三拜，弟子盛長，有官別當等相隨，

向供食所之謂，於食堂賓角，別當法印令奉申，明年

細殿學，次向供食事，其儀細殿曰誦，稱之細殿學，次有供食事，其儀細殿曰誦，

立七丈繩一字，為其所，作開議又如例，申躬事了，退下勤使房，

改衣裳，此間東清寺主為法印，御使來臨，講師付論義二卷，

懶所付後卷，三通有官付氏人見參，其後逐電帰宿，所用

偏舟也，次乞着烏羽之間，南希花討使為盛朝以下向，子

於西川黑方競説合過，深更婦宅，子大會勤使

勤使由，以六分度也，而相違當舍臥燒之時，雖失面目，

猶復法體之一點，更達否說之中興，是又非無小緣子，

十七日庚申，參殿下，蓮後後，被仰云，後卷試經聚義

持參院事事，

講師論義等，留御所，其外申參之事，又參田院，謁通渠，

文可奏聞，氏人見參，可給外記者，僧禪學，細殿學，

并公風等，懷旧之淚，追時無忘，以當講靜嚴，可補阿弥陀

堂供僧之由，被仰下，其理相當，尤以可然。

彫刻の調査と研究経過

美術工芸研究室・彫刻

興正善徳教尊の研究

この興正善徳教尊の研究は、前にも記したように昭和30年以来ずっと続けてやつていているものであるが、本36年度においては主として前尊の本尊の西大寺（奈良市西大寺町）と、彼の弟子忍性や性海などと関係のある元興寺小塔院（奈良市西新屋町）と、伊賀地方における真言律宗の中心であった天童山無量寿福寺（上野市下神門）その他の調査した。

無量寿福寺においては、その建倉中期の文永初年（1256）頃における律僧行然による創建をあまり確

らない頃に造られたと思われる珍しい形式の仏像（天王像）と、その後の江戸時代のものながら宝暦7年（1757）の銘がある興正善徳教尊像などを調査した。この前者の仏像（天王像）とは、全長2尺7寸8寸ほどの細長い頭をくり抜いて神妙形の顔形を作ったものであるが、その上方には円形の頭光、下方には頭光を作り、その神妙形の顔形などは昂揚地勢で描かれたものである。しかもその仏像の表と裏とにそれを裏つた裏の神妙形を描いて、2枚の表だけでは四天王像をあらわしているのは、他にあまり類例のない珍しい作りに成るものといわなければならぬ。また前尊はいかにも江戸彫刻らしい形式的な肖像で、その表現などもあり力強いものでは

ないが、この像が江戸中期の宝曆7年（1757）に、の神戸地方の森森明眞さん謹の人々が中心になつて造られたことが明らかにされるのは、やはりこの頃における真言律宗の一つの在り方を示すものとして、注目をひく。

なまねく、史には、まだ調べなければならないもののがかなり多く残されているのであるから、今後ともこの研究だけはできるだけ押し進めていきたいと思つてゐる。

宝山惠海の研究

宝山惠海が江戸中期に生

駒山宝山寺を中心として、宝山宝山寺による不動信仰と聖天信仰とを大いにひろめた一代の隠僧であることは人のみなく知るところであるが、我がまたその信仰を強くおこさめるために、みずから不動明王その他の仏菩薩像あるいは毫端にあるいは絵画にしたもののが、かなり数多く伝えてゐるのみならず、それ等の彫刻や絵画などの出来

思えが、その頃の専門化師をはるかにしのいで、実にすばらしいものに仕上げられているのであるが、それは何んといつても後の宗教家としての熱烈な意図における真言律宗の一つの在り方を示すものとして、注目をひく。

史には、まだ調べなければならないもののがかなり多く残されているのであるから、今後ともこの研究だけはできるだけ押し進めていきたいと思つてゐる。

この江戸時代をはじめてたく特異な存在であった宝山惠海に注意の目を向けていたのであるが、たまたま昭和39年がちょうど惠海の「一百五十年の生涯」に当る年の記念して、それまでの珍しい実績の数々をまとめ、「宝山惠海法記集成」1冊を編集する

宝山寺不動明王像

ために、「方に宝山寺からのお蔵講もあって、この36

年から」の宝山寺の研究をはじめたのである。

筆や毛の手

べ

「彼の本尊宝山寺（奈良縣

生駒郡生駒町）をはじめ、奈良附近の西大寺（奈良

西大寺町）、常光寺（奈良市押熊町）、唐招提寺

（奈良市五条町）、東大寺（奈良市諸司町）、元興寺

極樂坊（奈良市中院町）、法華寺（奈良市法華寺町）

等や、彼の生誕地に近い正觀寺（三重縣津市一色

町）、神宮寺（津市納所町）等や、また後と何かと

関係のある千手寺（大阪府枚方市石切町）、宝幢

寺地藏堂（枚方市豐津町）、円明寺（岡山縣美作郡大

原町）、等の調査をおこなつて、それそれかなりの

収穫をあげた。香、薬草のことは何と云つても時

代の匂りが少ないので、彼や弟子達に残りやある

ところでは、必ずと云つてじっくり何かしら薬草

の資料が見出されたのであるから、今後しばらくそ

の基礎調査を続ければ、その成績には期して伴つ

きものがあるだろうと思われる。

茨城県下の影刻調査

沙安寺 藤原源氏太子像

阿弥陀如来坐像
阿弥陀如來坐像（弘法）

（小林 明・長谷川誠）

茨木市教育委員会書：はらき新聞社の蔵講によ

つて、昭和36年3月25日から25日にわたる3日間に

長光年鑑
萬福寺（福島郡東村河原坂）
萬福如來形立像

長勝寺（行方郡潮来町潮来）
阿弥陀三尊像

福泉寺（鹿児郡大津村大津）
東勝如來坐像（清涼寺前邊）

滿福寺（行方郡三道町中井）
阿弥陀三尊像（東勝寺院）

善重寺（水戸市酒門町）
聖德太子立像

聖德太子立像
萬福寺（下館市中間町）

萬福如來坐像（萬福寺前邊）

萬福寺（行方郡三道町中井）
阿彌陀如來坐像

萬福寺（行方郡三道町中井）
萬福如來坐像

庭園遺跡の調査と研究経過

建造物研究室・遺跡庭園

旧一乗院庭園遺跡の復原的考察

1. 調査の経緯

奈良市東大路に面して建つ奈良県立奈良地方裁判所の敷地が、興福寺境内で最も重要な大乗院と一乗院西門跡の住居跡であることは兩者の通りである。そのうちでも旧一乗院の屋敷其他の建物を含む敷地が、明治19年奈良地方裁判所に移管され、その後幾種かの建増しあつたが、古い建物をひどく

改築することなく、昔のままに利用して来たので、調査によく今まで残つたのである。そして質問、殿上、御文間など一連の建築群が、創造された時代のままで現存するることは、近世公家住宅文化の貴重な資料であるだけではなく、庭園遺跡の研究上最も貴重な意義がある(第1回)。従って現況のまま保存すべきか、移築して保存すべきかの論議が闘はれて来たのである。遺跡庭園室では、数年前から一乗院関係の古文書や指図の類を蒐集していた。そこで今日まで判明した一乗院庭園の歴史を述べよう。

2. 旧一乗院庭園の略史

一乗院に関する因を参考にして、地形測量によつて得た資料に基いて庭園背面に池があつたことを一定確定し得たが、記録の方ではこの池底のことはあまり問題にされていない。古図には庭園の背面に東南ある西北にかけて細長い池水面が斜に描かれ、その末が二つに分岐し、一つは庭園西北にある書院から、庭園の西北隅にうづいている渡廊の下をくぐり抜けて、西北に向う水路へもつてゐる。

第1回

旧一乗院庭園

の眺めが書院より約50mのところで直角に曲り、南北に通つてゐるが、その渡廊のはば中央部の處の下方を通つて西北の方向に及んでいる。池の北石は、実

測図の海抜高さ25mの等高線に添つたものと推定される(第2回)。さてこれらの結果がいつ頃からのものであるか判然としないが、その歴史をよりかえつて見るが、それは平安時代(まで)に開拓せらる。(註1) 一乗院文書に

水延(年) (867) 丁亥月十一日 一乗院御通院也 (中略) 南面ニ御寢殿及内裏御殿假々 移即令舍殿也 (子) 年中自御通院時 此時始木屋川之深水通也 (中略) 寛治七年 (893) 三月白河院行幸 先年例一乗院駕入御 此時一乗院御池御築造房伴毛織池名御也(下略)

とある。記録は伝承に加え後世の整飾をまじかねないが、木屋川を通したことや、池底のあつたことだけは信頼出来ると思う。そこで木屋川から木を引いて来たとなると、それは奥門の東か西かどちらからかと「うち」ことになる。庭園の背面に圍地があつたとする、その池の形状や、水辺の勾配などを知りたいので、これらについては既往行つた書院(註2)と築法による復原的考察法を加味することとした。

3. 電気比抵抗法による池及び造水の調査

この調査は、旧一乗院庭園にかつて存在したと考えられる池・造水などの状態を観察することなしに

地表から離れてすることを目的として、昭和36年10月30日より11月2日までの3日間に実施したものである。一乗院庭園は、海抜約80m前後であり、附近の地質は粘土と砂礫の互層より成る洪積層であり、調査地域内に地質学的に特記すべき箇所はみられなかつた。

この測定に使用した器具は京大農学部の野原により借用させてもらった横河電機製作所製のL型大地比抵抗測定器である。

測定方法は4極法で、電極間隔0.2mから2.0m毎に3回の垂直探査と、電極間隔1.0mとする水平探査によつた。前者の測定地点は実測図(第2図)に示し、後者の測定地点は等高線(第2図)に示す通りである。

以下にその結果の概要を記す。
垂直探査の結果は第3図に示す通りである。

地下3mまでは全体的に見て水平な4層の成層構造をなしてゐる。そして地下80cm位に第1層があり、1.5m以下は水を多く含んだ軟質粘土もしくは粘土交り砂の層と推察される。且、皆ともに40Ωに低比抵抗帶があり、導水跡と推定し等高比抵抗図(第2図)では約120°、即ち約90°以下の地帯に該当すると思われる。VIは他の場合と異なる層序を示すのである。地跡と推定し、その深さは約1.5mであり、比抵抗線のうち約90m以下の区域がそれに該当するところである。

後者は調査区間に於ける等高線(第2図)上に重ねて示してある。IIについては1.5mの間が水の多い粘土と推定され、しかも水平探査の結果局部的なものであるから、小さい水滷りがあつたものと思われる。

背の地下1.5m前後についても同様である。

以上の結果を実測図(第2図)上に重ねて図示し

第2図 一乗院跡 実測図
赤線のうち実線は等高線(等高間隔10m)、破線は等高線(数字等高間隔10m)

第3図 一乗院構内における $\rho-m$ 曲線

ておいたので参考にされたい。

なお地質の区分並深度の判定は、参照すべき地質柱状図がなく、全く手書きで曲線から解釈したものである。

註

(註一) 奈良ホタル南に池跡があり、それを大乗院跡と呼んでいるが、実は治承の乱で、一乗院の隣にあった元の大乗院が喪失したので、一乗院跡と呼んでいた。また元興寺別院として大乗院の末寺であった元興寺別院の碑記があるあとを別當坊とし、大乗院跡がそこに移つたまゝ、遂に元の大乗院に復讐せずに、明治維新を迎えたのである。元の大乗院は現在の奈良県宇陀郡にある。

(註二) 一乗院南院には書院が2ヶ所ある。真教入道親王日記では南の書院又は大書院北の北書院と呼んでいる。尊昭親王日記によると、北書院をその用途に従じ居間と書院としている。池庭をはさんで書院の北にあるのは書院寺の大書院で、親しい人との対面、接待の場所である。

(註三) この記録は昔のままのものでなく、或る古記の写しか、抄録なのであろう。

(註四) 指摘「南都の庭園」と書野の地形と本系「大和文化研究第42号 昭和35年10月大和文化研究会発行」

(註五) 菊堀比抵抗法による埋設遺構の調査は既に飛鳥寺跡、法金剛院、東大寺知足院、元興寺跡、平城宮跡の一部などで試みられてきた。

成果をあげている。

京都御苑内に於ける複数造糞便窓跡

特に幾花洞について

1. 京都御苑一帯の地形測量

平安京内の主要公家邸宅は、「一条から三条までの間、東京極と東御院とにさまれた区域に数多く集中していったことは、平安時代に於ける公家の記録類によつても明らかであり、始終抄其他の地誌によつても知られるのである。

平安時代末期から鎌倉時代に遡ると、曾て平安京内にあつた池庭が消滅し、更に室町時代に入ると僅かに平安京の東北隅である「一条から三条、京極から烏丸あたりにかけて、稀に象の池窓を見る程度になつてしまつた。跡地上から知られるものは菊亭(南北朝時代の御用御所の一つで後に定町殿に吸収される)山科教官朝臣の一条烏丸邸、三条良基公の三条寺小路跡、それに足利尊氏所領の南都寺等などであった。後小松天皇の頃内裏となり、明徳3年(1392)閏10月5日南朝の後醍醐天皇より正式に神器を受けられ、爾来50年にわたり内裏として固定した。土御門・東御院跡など、その南側の「三条高倉殿と慈恩院」として跡地を聞え、後に町田家藏治中洛外屏風絵に美原によつて記載され、後に町田家藏治中洛外屏風絵に記載された。

(註六) この記録は昔のままのものでなく、或る古記の写しか、抄録なのであろう。

(註七) 指摘「南都の庭園」と書野の地形と本系「大和文化研究第42号 昭和35年10月大和文化研究会発行」

(註八) 菊堀比抵抗法による埋設遺構の調査は既に飛鳥寺跡、法金剛院、東大寺知足院、元興寺跡、平城宮跡の一部などで試みられてきた。

化して行つたにも拘らず、旧内裏、大宮御所(仙洞御所)、近衛殿、八条殿(桂宮本邸)、九条殿、閑院宮御所などを含む京都御苑は、草地又は林地のままで今日に至つてゐるので、密集した住宅地やビル街などの地域とは違つて、昔ながらの地形や地跡などが残る可能性があつた。

現在京都御苑は厚生省国立公園部がその管理に当つてゐるのであるが、その厚生省国立公園部京都御苑事務所の許可を得て36年11月13日から27日までの約2週間、遺跡調査室では村岡正君(京大出雲園研究室)の把握を得て、この一帯の遺構の調査を行つた。既に御用御所についてはかねてより文献資料を蒐集していいた。更に昭和31年夏には詳細な実地調査を行つことができたので、その成果は同秋の美術史学会及び遺跡学会に於て報告した。また旧内裏京都御所の実測調査は昭和22年夏に行い、これまた遺跡学会への報告を行つた。従つて昨秋の調査は9回目、閑院宮跡、近衛殿のそれぞれ跡庭跡に主力をそそいだのである。また池跡は残つていながら、平安時代以前公家の跡と伝えられる花山院、高倉殿(後の幾花洞)、敬法門院跡などがある。それらについては字面の一部として、別冊のものがある(省略)。本稿では主として尾定殿後西院とその庭園(幾花洞)の地勢について述べようと思う。

田内裏の南側の敷地は早くから二条殿として聞え
町田正臣風にもその殿舎と庭とが描かれている。此
地に最初仙洞御所が設けられたのは慶文3年(1063)
のことで、正月26日、雲无天皇に使をもつたため
裏面は内裏、明治院、後水尾院、東御門院の御所
の通宮にひきつづき、12月21日木造始、翌4年8月
8日上棟、8月21日移築されたのがこの後西院仙洞
御所であった。そのころの敷地は東西約間余、南北
東策地74間余、疊井延54間余であり、殿舎の延坪數
1820坪余であった。しかしこの御所は10年程で消失
してしまった。

寛文13年(1673)の火災後の復興は、存外手間取
り、延宝3年(1675)3月27日木造始、同7月26日
の上棟、同年12月2日上棟と共に移築が行われてい
た。

寛文4年(1674)10月通宮の櫻(櫻王(東山天皇
皇子)の東宮御所は延宝5年3月8日焼け、その
あとは宝永5年7月春^レ、6年6月21日東山天皇が
中御門天皇に擁立され新装成ったこの仙洞御所へ、
7月2日に移築されたのである。

さてこれらの敷地の輪郭は勿
いとろ建物の配
置、内裏との関係位置などすべて宮内省書類は遺失
によつて判明するのである。しかしとれども庭園
の部分だけは図示されていない。そこで家藏の花洞
庭園図を紙上に乗せ、検討を加え、^レと思ふ。

この圖の輪郭は、延宝度の後西院仙洞御所に一致
するのである。しかし延宝度の後西院の指図では、
東側約3分の1を除き南北分を空白としているので
その空白の場所は庭園敷地らしく思われる。しかる
に家藏の指図にはこの南北分の東側にも建物が描か
れてゐるのである。ところが前記の如く延宝度の
後西院仙洞御所は、後西院崩倒と共に、建物の多く
は御所に移築され、一時建物敷地内が完全に空地と
なつた時期があつた。南北を半々に仕切る解の北側

る。後西院は貞享2年(1685)2月24日崩倒され、
勧寺文書によると、この後西院御所は、翌2年5
月7日に、その主要殿舎が崩壊していることが判
られる。そこで貞享4年(1687)4月、田内裏の東
面の空地に東宮御所を地盤^レ、仙洞御所とするに當
つては、後西院御所に残されたいた旧殿舎を移築
しているので、それ以後宝永4年(1675)にこの地に
東宮御所が建てられるまで空地となつていた。

宝永4年(1675)10月通宮の櫻(櫻王(東山天皇
皇子))の東宮御所は延宝5年3月8日焼け、その

あとは宝永5年7月春^レ、6年6月21日東山天皇が
中御門天皇に擁立され新装成ったこの仙洞御所へ、
7月2日に移築されたのである。

後西院や東山院の仙洞御所の跡地を回顧し
て、いた庭園跡も建築の基礎も、何一つ残っていない
ので、櫻花洞の区域は御所に記入されている法と
田内裏(京都御所)や仙洞御所など日々つきりと
残つていて門や築地塀からの距離を算出して、「國上
に復原して見る外に手はない」。ところで田内裏(櫻
花洞の区域は安政道旁)との関係から割出して見
在の京都御所は南北地盤から26間
それゆく。
現在の京都御所の南北地盤から26間
75間ち、即ち200m、田内裏(京都御所)の東西地盤の
幅より東側へ約50m引いて存在したことが判る。

そこでこの輪郭内に、家藏の指図を参考にしつつ比
例尺により、同じ面大率に於て池庭を書き込んで
見ると、現在内裏(京都御所)の南北地盤から
150mに頂点をもつ東西幅約30m、南北幅約20m、
周辺よりの高さ約15m、通路約31mの出島築
わらうと家藏櫻花洞古図に書かれている所の池の四
つの中島のうち、中央よりやや西寄りにある中島の
輪郭とはほぼ一致することが判つた。

第4図 櫻花洞築山跡(御苑内)

「ここを考えられる」とは、平安時代の平安京内に於ける種々造形庭園に於ては、自然の林丘をそのまま取込んだ庭園の場合は別として、池を掘り上げた土を利用し人工で山を築く場合は、池の周辺に盛土をすることは少く、大ていは中島に土を盛り上げそれを山島と呼んでいたことが作庭記の内容から判明する。また実際に平安時代初期に於ける活中の庭園では、海和院の池中島に墳状の築山があつたし

花山院にも同様のものがあつたらし¹⁾。京都近郊の庭園では鳥羽殿秋の山があり、室町時代の実例としては蓮如上人の「山林幽雅跡(光風亭)」の中島には高さ四丈前後(推定水面より約6m高い)の築山が二基並び残えている。現在京都市内の中島に残る近衛殿の中島も築山状であり、桂離宮の場合はも築山は何れも中島上で、實に貴花亭北方の頂上は海抜約80m、そして池の水面を越すこと約7m以上である。即ち築山は海岸に造らず、中島上に築くところが平安時代以降所謂作庭記流庭園の伝統であるかも知れない。

今は地形測量による復原をして見たいものである。

註

第5回 後西院仙洞御所復原図
 (1) 森鶴著「修学院難波の復原的研究」奈良国立文化研究所
 学報第2冊 昭和29年9月
 販売社発行
 (2) 森鶴・村岡正義「前洞御所の庭園について」造園雑誌第
 23卷第1号 昭和34年8月、
 日本造園学会発行。

[3] 奈良国立文化財研究所十四年記念学報第13回、

森鶴著「寛政造形庭園の立場的考察」昭和37年5月刊行

[4] 仙洞御所関係の記録や指図については、ほとんどすべてを東京大平井忠氏の御示教によつた。

記して謝意を表する次第である。

[5] 実業団は10数年前先端村谷村古氏より贈られたものである。建物は池北の茶屋と中島上の庭園建築の外は「木橋も描いていな」。

『後橋平安時代前期庭園の研究』建築学会大会

論文集第12号 昭和14年4月、日本建築学会発行
 (6) 同様「慈光殿庭園考」造園雑誌第15卷第2号
 昭和13年7月、日本造園学会発行。

(7) 同様「第三鳥羽殿跡の調査報告」名神高速道路
 路線地域内埋蔵文化財調査報告 昭和34年3月、
 京都府教育委員会発行。

(8) 森鶴著「中世庭園文化史」奈良国立文化財研究

所学報第6回昭和34年2月、吉川弘文館発行。

(森 鶴・牛川喜幸)

昭和36年度調査研究概況

工藝合研究

- 平城宮跡発掘調査(建造物・歴史研究室)

卷之三

6024

二

前年度に引き続き平成京の条坊制と大和国条里制の資料の蒐集整理を行つた。整理はパンチカードを用いて、文部省刊の蒐集につとめた。現年までに至る。

さだのほ大司

日録、延久2年の西福寺難波を拝付帳(平安通文庫)

卷之三

前年度に引き続き、文部省科学研究費交付金(総合)

卷之三

調査とその研究」研究代表者 京都国文博物館

新編長編井波記

第三回 田舎村の五老 金剛院庭園の実測調査

和奇門掌經詩發揚、工具品、秘函、古文書等皆有

の調査研究を行つた。これによつて円堂院の位置

卷之三

確認、鎌倉時代前期と見られる金剛紀法輪閣や史料的価値の高い古文書などを多數発見することが出来た。

研究の最終的段階に到達した所蔵書籍の「レース」については、本年度は論を綴めるべく検討を深め、その結果を十四年記念学報に収録し得た。

同じく「ユース」を納めた「金利切替」に「ひとくじ」として、その目的は達せられたので、一つの議論としてあるが成るを抱きし。 に金利切替の場合は、工芸室の多年にわたる研究課題「舍利塔の構造的研究」について集積された研究成果の一

部であり、併せて御観察いただければ幸甚である。その幾
美術工芸研究室は従来通りの研究を行つ

ているが、工芸室が行つた調査については前述の如

ては年々その資料を重ねてきて いる。

3 美術工芸研究所・絵画
9月以来、於研究室としては、「近世に於けるも南紀

経済の研究』を研究課題に選び、以後資料蒐集にて

とくに、南都の歴代師に関する記述では、西大寺和専清

活動を中心に商品のいくつかをとりあげて再度考察する。

又、その一環として、吉田茂翁著「游才天」(新

（註）聖林寺藏稻田調查，仁和寺藏西史料蒐集寫行

4. 建造物研究室・遺跡巡回

庭園道路、京都御苑内に残る拜覲道系庭園道路の調査

査が本年度の主なものであるが、それらの他に、昭和34年東大寺泊境内地の地形実測調査に引き続き、今回は東大寺の依頼もあり4月に東大寺天地区院跡の地質実測調査を行つた。以下のところ御開跡などが地的形に推定されるが、その確認は今後の電気探査、部分的発掘に期待される。4月下旬から5月にかけて臨川寺庭園の調査を行つた。臨川寺は後醍醐天皇第二皇子を良親王の別荘用施設のあとを寺としたもので臨川家廟には豪華な施設の庭園があつたと記されているが、実測の結果、池、中島、築山等が確認できた。

6月下旬、元興寺極楽坊境内の防災施設に伴い一部発掘調査が行われたが、それに先立つて電気探査を行い、池塘、土層の層序等を探り、その結果を作図し、発掘調査の参考とした。

5、建築物研究室・建築、歴史研究室・考古両室は平城宮跡発掘調査に主力を注ぎ、その他解体修理に伴う調査として奈良県教育委員会に協力し、6月興福寺大通屋の地下調査を行い、天祐元年現在地に移されて以来4度に亘って再建されたことを確認した。移建当初の大通屋が推定されたあったことは興味深い。7月防災施設の調査として元興寺極楽坊の発掘を行い、小字源の一部を明らかにした。また11月中旬日本新聞社の依頼により、石田茂作、浅野清吉とともに尼張国分寺の発掘調査を行つた。発掘は既に企業に依頼され、それぞれその基盤を發見した。

6. 歴史研究室・古文書

南都諸大寺開拓古文書・経典類の調査研究の一環として、前年度に引き継いで興福寺・西大寺所蔵の古文書・経典類の一部を調査研究した。9月には萬野山安養院所蔵の聖教類の一部を調査し古文書影したが、その紙背古文書中から史料的価値の高い文書が多数発見された。なお6月には毎日新聞社による高野山文化財総合調査に参加し、宝寿院・持明院・懸持院・大明王院などの古文書・聖教類を調査した。また文化財保護委員会による調査にも協力し、12月には教王護國寺・寺寶院の大教苦経、1月2月には懸持院寺宋版一切經を調査した。

奈良国立文化財研究所要項

A 研究免表

1 昭和三十六年五月十三日（於本所）

教科研究室の一覧

平安時代末の院家建築

平成宮跡出土の木簡

2 昭和三十六年十一月七日（於本所）

平城宮跡発掘調査報告

B 黒板

1 昭和三十六年五月十三日（於本所）

仁和寺所藏指圖

2 昭和三十六年十一月七日（於本所）

平城宮跡発掘出土遺物

研究成果刊行物

奈良国立文化財研究所年報

学 報	名 称	発行年度
第一冊	仏舎利塚の研究	昭和29年
第二冊	修学院離宮の復原的研究	同
第三冊	文化中論義	昭和30年
第四冊	奈良時代僧房の研究	昭和31年
第五冊	飛鳥時代の研究	昭和32年
第六冊	中世蘇國文化史	昭和33年
第七冊	興福寺食堂発掘調査報告	同
第八冊	文化中論義	昭和34年
第九冊	川原寺発掘調査報告	同
第十冊	平城宮跡（第1次）・伝飛鳥	昭和35年
第十一冊	板蓋瓦跡発掘調査報告	昭和36年
史 料	院家建築の研究	同
第一冊	南無阿弥陀佛作善集複製	昭和29年
第二冊	西大寺假尊伝記集	昭和30年

文化財保護法

和二十五年五月三十日

第二条 会務課においては、左の事務をつかさどる。

一、別に文化財保護委員会から選任を受けた範囲における職員の人事に関する事。

第二十条 委員会の附屬機関として文化財専門審議会、国立博物館及び国立文化財研究所を置く。

2 国立文化財研究所の名称及び会員は、左の通りとする。

三、経費及び収入の予算、決算その他会計に関する事。

四、行政財産及び物品の管理に関する事項

五、賃貸の権利厚生に関する事項。

ない事務を処理すること。
(美國ト芸研究室の所掌事務)

3 国立文化財研究所には支所を置くことがで

4 国立文化財研究所及びその支所の内部組織は、委員会制で定める。

第四条 建造物研究室においては、建造物に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する

事務をつかさどる。
(医師研究室の所掌事務)

第五集 歴史研究室においては、考古及び歴跡に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する

せるため、庶務課及び次の三室を置く。

この規則は昭和二十七年四月一日から施行する。

（専務課の所掌事務）

ANNUAL BULLETIN
OF
NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE
OF CULTURAL PROPERTIES

1962

CONTENTS

Preface	page 1
Brief Report of the 6th, 7th Surveys of Nara Imperial Palace Site	2
Investigations of the Saidaiji Temple during 1961	9
Brief Report of General Investigations of the Toshodaiji Temple during 1961	18
Brief Report of the Excavation at Saïji Temple Site	22
Yūimae and Toji-kanzyōki	26
Research and Study of Sculptures	31
Research and Study of Gardens	33
Activities of the Institute during 1961	38
Organization of the Institute	40

PLATES

Published by

Nara National Research Institute of Cultural Properties

Nara, 1962